

(別紙2)

民間薬物依存リハビリ施設利用者における
違法ドラッグ乱用の実態把握に関する研究の同意文書

主任研究者 和田清 殿

わたし _____

(生年月日) _____年____月____日生、

(住所) _____

は、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）に関する調査について、説明者 嶋根卓也 から、説明文書にもとづき、

記

- 1 研究目的
- 2 研究内容
- 3 研究方法
- 4 危険性ならびに副作用等
- 5 費用
- 6 研究結果の使われ方
- 7 研究結果の通知
- 8 プライバシーの保護
- 10 研究に参加しないことによる不利益

について説明を受け、理解しましたので、本研究に被験者として参加することに同意します。

同意年月日 平成_____年____月____日

署名 (本人) _____ 印 (以下、自署であれば印は不要)

私は、上記 _____ 様に、本研究の説明文書にもとづき説明を行い、疑問に答え
た上で被験者となることの同意を得ました。

説明年月日 平成_____年____月____日

(説明者氏名) 嶋根 卓也 印

国立精神・神経センター精神保健研究所 薬物依存研究部

(別紙3)

同意撤回書

「民間薬物依存リハビリ施設利用者における違法ドラッグ乱用の実態把握に関する研究」主任研究者：和田 清（国立精神・神経センター 精神保健研究所薬物依存研究部）殿

わたし_____は、_____年____月____日

「民間薬物依存リハビリ施設利用者における違法ドラッグ乱用の実態把握に関する研究」について同意しましたが、その同意を撤回することにしました。

住 所 _____

電話番号 ()

署 名 (本 人) _____ 印

_____年____月____日

* 同意の撤回は原則として同意書に署名した人が行います。

送付先

〒187-8533 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立精神・神経センター 精神保健研究所 薬物依存研究部

和田 清 行

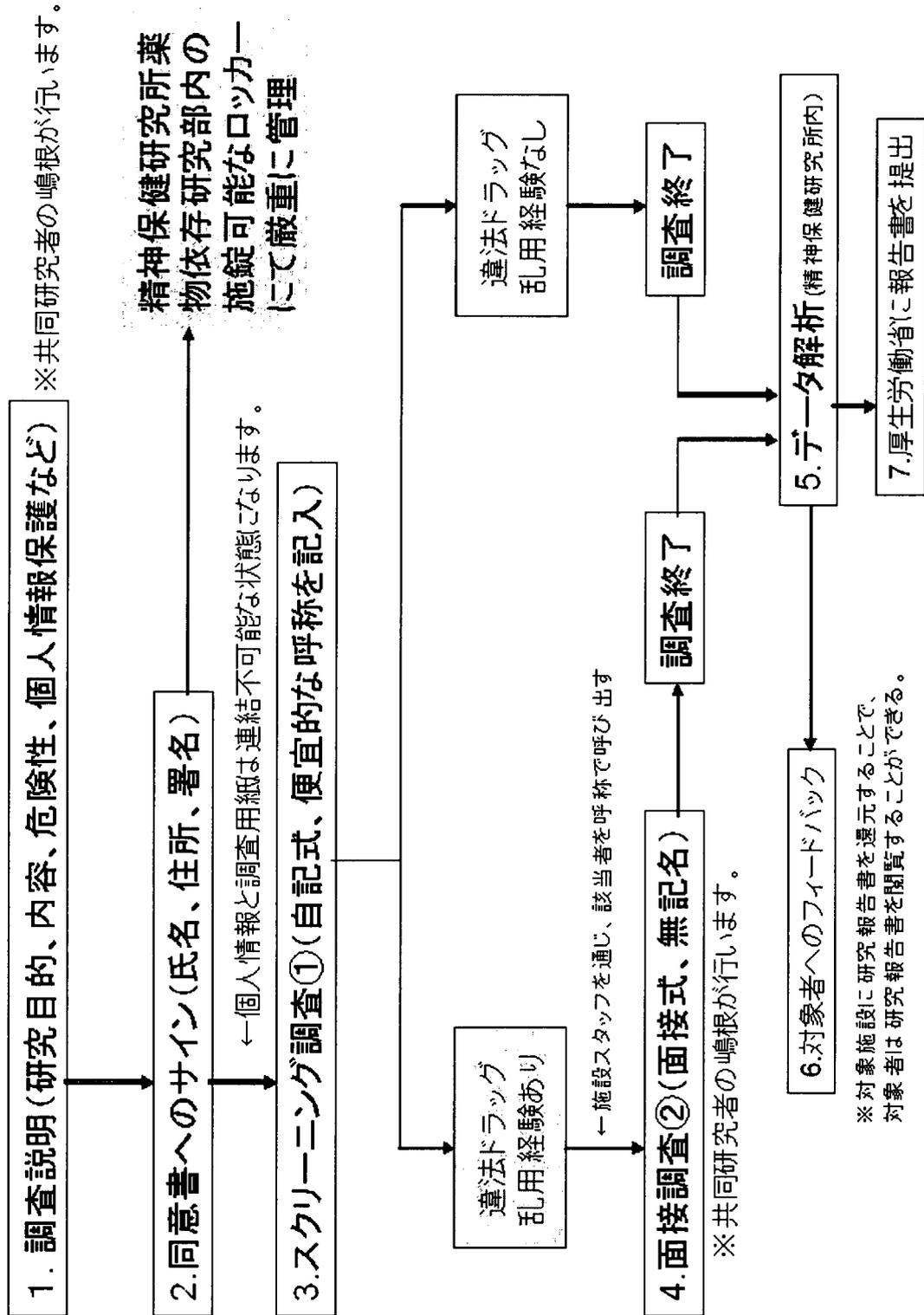
同意の撤回に関するお問い合わせ先

Tel/Fax 042-346-△△△△

e-mail: アドレス

薬物依存研究部 担当者：嶋根卓也まで

図1.調査の流れ



(別紙 4)

違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)に関する調査(スクリーニング調査①)

呼称(_____)

(質問 1)あなたの年齢は? (_____ 歳)

(質問 2)あなたの最終学歴は?

- 1.中学校卒業 2.高校卒業 3.専門学校・短期大学卒業 4.大学卒業以上

(質問 3)あなたが施設に入るきっかけとなった薬物(中心的な依存薬物)は次のうちどれですか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 覚せい剤 2. 有機溶剤(シンナーなど) 3. 大麻 4. ヘロイン・アヘン系麻薬
5. コカイン 6. アルコール 7. ガス 8. 処方薬(睡眠薬、リタリンなど)
9. 咳止めシロップ・風邪薬 10. 違法ドラッグ 11. その他(_____)

(質問 4)以下の薬物は、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)と呼ばれるものです。あなたが知っている薬物すべてに○をつけてください。(ただし、下記のメチロンとは、解熱薬ではありません。また、下記の一部は既に麻薬に指定されております。)

1. ケタミン	11. MBZP	20. 2C-T-2	29. 5-MeO-DALT
2. メチロン	12. MIPT	21. 2C-T-4	30. 5-MeO-DET
3. ラッシュ	13. MMDA-2	22. 2C-T-7	31. 5-MeO-DIPT
4. AMT	14. PMMA	23. 3CPP	32. 5-MeO-DMT
5. BDB	15. TMA-2	24. 4-AcO-DIPT	33. 5-MeO-DPT
6. DIPT	16. TMA-6	25. 4FMP	34. 5-MeO-MIPT
7. DPT	17. 2C-C	26. 4MPP	
8. HMDMA	18. 2C-E	27. 4-OH-DIPT	
10. MBDB	19. 2C-I	28. 5-MeO-AMT	35. すべて知らない

(質問 5)以下の薬物は、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)と呼ばれるものです。あなたがこれまでに使ったことがある薬物すべてに○をつけてください。(ただし、下記のメチロンとは、解熱薬ではありません。また、下記の一部は既に麻薬に指定されております。)

1. ケタミン	11. MBZP	20. 2C-T-2	29. 5-MeO-DALT
2. メチロン	12. MIPT	21. 2C-T-4	30. 5-MeO-DET
3. ラッシュ	13. MMDA-2	22. 2C-T-7	31. 5-MeO-DIPT
4. AMT	14. PMMA	23. 3CPP	32. 5-MeO-DMT
5. BDB	15. TMA-2	24. 4-AcO-DIPT	33. 5-MeO-DPT
6. DIPT	16. TMA-6	25. 4FMP	34. 5-MeO-MIPT
7. DPT	17. 2C-C	26. 4MPP	
8. HMDMA	18. 2C-E	27. 4-OH-DIPT	
10. MBDB	19. 2C-I	28. 5-MeO-AMT	35. すべてなし

研究成果の刊行に関する一覧表

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
船田正彦, 青尾直也, 和田清	有機溶剤による精神依存形成 メカニズム	日本神経精神薬 理学雑誌	28	7-10	2008
船田正彦	違法ドラッグ(いわゆる脱法ド ラッグ)	日薬理誌	130	433-435	2007
船田正彦, 青尾直也	薬物依存性の評価法-条件付け 場所嗜好性試験を中心に-	日薬理誌	130	128-133	2007
Asanuma, M., Miyazaki, I., Higashi, Y., Diaz-Corrales, F.J., Shimizu, M., Miyoshi, K. and Ogawa, N.	Suppression of p53-activated gene, PAG608, attenuates methamphetamine-induced neurotoxicity.	Neurosci. Lett.	414	263-267	2007
Sogawa, C., Sogawa, N., Tagawa, J., Fujino, A., Ohyama, K., Asanuma, M., Funada, M., Kitayama, S.	5-Methoxy-N, N-diisopropyltryptamine (Foxy), a selective and high affinity inhibitor of serotonin transporter.	Toxicol. Lett.	170	75-82	2007
Miyazaki, I., Asanuma, M., Hozumi, H., Miyoshi, K. and Sogawa, N.	Protective effects of metallothionein against dopamine quinone-induced dopaminergic neurotoxicity.	FEBS. Lett.	581	5003-5008	2007
Asanuma, M. and Miyazaki, I.	Common anti-inflammatory drugs are potentially therapeutic for Parkinson's disease?	Exp. Neurol.	206	172-178	2007
Asanuma, M., Miyazaki, I., Diaz-Corrales, F.J., Miyoshi, K., Ogawa, N. and Murata, M.	Preventing effects of a novel anti-parkinsonian agent zonisamide on dopamine quinone formation.	Neurosci. Res.	60	106-113	2008
Narimatsu, S., Yonemoto, R., Masuda, K., Katsu, T., Asanuma, M., Kamata, T., Katagi, M., Tsuchihashi, H., Kumamoto, T., Ishikawa, T., Naito, S., Yamano, S. and Hanioka, N.	Oxidation of 5-methoxy-N, N-diisopropyltryptamine in rat liver microsomes and recombinant cytochrome P450 enzymes.	Biochem. Pharmacol.	75	752-760	2008

Hozumi, H., <u>Asanuma, M.</u> , Miyazaki, I., Fukuoka, S., Kikkawa, Y., Kimoto, N., Kitamura, Y., Sendo, T., Kita, T. and Gomita, Y.	Protective effects of interferon-gamma against methamphetamine-induced neurotoxicity.	Toxicol. Lett.	177	123-129	2008
嶋根卓也, <u>和田清</u>	定時制高校生における飲酒・喫煙・薬物乱用の実態について	日本アルコール・薬物医学会雑誌	42(3)	152-164	2007
Narimatsu, S., Kiryu, K., Yonemoto, R., Yoshino, M., Kobatake, M., Kazamori, D., Hagino, S., Masuda, K., Katsu, T., <u>Asanuma, M.</u> , Kumamoto, T., Ishikawa, T., Funae, Y., Yamano, S., Hanioka, N. and Naito, S.	The roles of amino acid residues at positions 216 and 219 in the structural stability and metabolic functions of rat cytochrome P450 2D1 and 2D2.	Chem.-Biol. Interact.			in press
Shimizu, M., Miyazaki, I., Higashi, Y., Eslava-Alva, M.J., Diaz-Corrales, F.J., <u>Asanuma, M.</u> and Ogawa, N.	Specific induction of PAG608 in cranial and spinal motor neurons of L-DOPA-treated parkinsonian rats.	Neurosci. Res.	-		in press
Miyazaki, I. and <u>Asanuma, M.</u>	Dopaminergic neuron-specific oxidative stress caused by dopamine itself.	Acta Med. Okayama			in press
<u>Asanuma, M.</u> and Miyazaki, I.	Nonsteroidal anti-inflammatory drugs in experimental parkinsonian models and Parkinson's disease.	Curr. Pharma. Design			in press



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
(厚生労働一四六)

〔規則〕

○警備業の要件に関する規則等の一部を改正する規則(国家公安委二五)

〔告示〕

○政党助成法第六条第二項において準用する同法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があつたので公表する件
(総務六六五、六六六)

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務五八三)

○日本国に帰化を許可する件
(同五八四)

○国際連合安全保障理事会決議に基づき移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件
(外務六七)

○保安林の指定をする件
(農林水産一五七九、一五八六)

○地すべり防止区域を追加指定する件
(同五八七)

○財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があつた件
(国土交通一六三五、一六三九)

○社団法人日本海事検定協会から登録事項の変更の届出があつた件
(同一六四〇)

○国土調査として指定する告示
(同二六四)

○砂防法第二条の土地を指定する件
(同二六四)

○平成十九年度から砂防設備工事を施行する件(同二六四)

○鳥獣保護区を指定した件の一部を改正する件(環境一一)

○特別保護地区を指定した件の一部を改正する件(同一一)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件
(岡山県公安委一九五)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件
(香川県公安委一〇)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件
(福岡県公安委四三八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

財務省 最高裁判所

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

外因為替及び外国貿易法第五十五条の三第六項に規定する届出事項の変更、無縁墳墓等改葬関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、会社更生、再生関係
会社その他

省 令

○厚生労働省令第四百四十六号
薬事法(昭和二十五年法律第百四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十九年十二月十二日
厚生労働大臣 舛添 要一

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令
薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。
第一条中第三十二号を第三十七号とし、第三十一号を第三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。
三十六 一(四)ヨード二・五ジメトキシフェニル)プロバン二アミン及びその塩類
第一条中第三十号を第三十四号とし、第二十五号から第二十九号までを四号ずつ繰り下げ、第二十四号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十八 一(三)四一メチレンジオキシベンジル)ピペラジン及びその塩類
第一条中第二十三号を第二十六号とし、第二十二号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
二十五 二(ニ)メチルアミノ一(三)四一メチレンジオキシフェニル)ブタン一(一)オン及びその塩類
第一条中第二十一号を第二十三号とし、第十号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。
十一 二(一)エチルアミノ一(三)四一メチレンジオキシフェニル)プロバン一(一)オン及びその塩類

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 老人福祉法の一部を改正する法律 (一一〇)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (一一一)

〔政 令〕

- 統計法施行令の一部を改正する政令 (三三七)
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七八)
- 原子力損害の賠償に関する法律施行令の一部を改正する政令(三七九)
- 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(三八〇)
- 国民年金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令(三八一)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令(三八二)

〔府 令〕

- 沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令(内閣府八七)
- 前払式証券の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(同八八)

〔省 令〕

- 国民年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一五〇)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則(同一五一)

〔告 示〕

- 文化財を登録有形文化財に登録する件(文部科学一四三三)
- 登録有形文化財の登録を抹消した件(同一四四)

〔公 告〕

- 裁判所 諸事項
- 破産、免責、再生関係
- 特殊法人等
- 独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社工事一部完了、住宅型式性能認定関係
- 地方公共団体
- 行旅死亡人関係
- 会社その他
- 会社決算公告

本号で公布された法令のあらまし

◇老人福祉法の一部を改正する法律(法律第一三〇号)(厚生労働省)

- 1 医療法(昭和三十三年法律第二〇五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会は、特別養護老人ホームを設置することができるものとした。(附則第六条の二関係)
- 2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(法律第一三二号)(厚生労働省)

- 1 保険給付等に関する特例等
 - (一) 国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、事業主が、被保険者の保険料を源泉控除した事実があるにもかかわらず、保険料を納付したことが明らかでない場合(当該保険料(以下「未納保険料」という)を徴収する権利が時効によつて消滅する前に被保険者の資格に係る届出等があつた場合を除く)に該当するもの当該機関の意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、未納保険料に係る期間を有する者(以下「特例対象者」という)の被保険者の資格の確認又は標準報酬の改定若しくは決定(以下「確認等」という)を行うものとするものとした。ただし、特例対象者が、事業主が保険料を納付していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでないものとした。(第一条第一項関係)
 - (二) 社会保険庁長官は、(一)の確認等を行ったときは、特例対象者の年金記録の訂正を行い、厚生年金保険の被保険者であつた期間について厚生年金保険法による保険給付を行うものとするものとした。(第一条第二項及び第三項関係)

(三) の場合において、国民年金法を適用するときは、(二)の期間については保険料納付済期間に算入し、年金記録の訂正を行うものとするものとした。(第一条第四項関係)

- (二)及び(三)の場合において、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律を適用するときは、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅する前に、厚生年金保険法の規定による届出があつたものとするものとした。(第一条第五項関係)

2 特例納付保険料の納付等

- (一) 社会保険庁長官が(一)の確認等を行った場合には、事業主は、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができるものとし、社会保険庁長官は、事業主に対して、納付を勧奨しなければならないこととした。(第二条第一項及び第二項関係)
- (二) の場合において、法人である事業主に係る事業が廃止されているとき等には、当該法人の役員であつた者は、特例納付保険料を納付することができるものとし、社会保険庁長官は、当該者に対して、納付を勧奨しなければならないこととした。(第二条第三項及び第四項関係)
- (三) 社会保険庁長官は、4の公表を行う前に(一)又は(二)の勧奨を行う場合には、事業主又は役員であつた者(以下「事業主等」という)に対して、期限までに(四)の申出を行わないときは4の公表を行う旨を、併せて通知するものとするものとした。(第二条第五項関係)
- (四) 事業主等は、(一)又は(二)の勧奨を受けた場合には、特例納付保険料を納付する旨を申し出ることができるものとし、申出を行った場合には、(納期限までに納付しなればならない)こととした。(第二条第六項及び第七項関係)
- (五) 特例納付保険料は、厚生年金保険法の規定の例により徴収することとした。(第二条第八項関係)
- (六) 国は、毎年度、4の公表を行った後において、期限までに申出が行われなかつた場合又は勧奨を行うことができない場合に該当するときは(保険料が納付されたか明らかでない)と認められるときを除く(一)は、特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担することとした。(第二条第九項関係)

3 特例対象者の事業主に對する請求權の因による取得等
國は、特例対象者に係る特例納付保険料の額に相當する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、適用事業所の事業主が当該特例対象者に係る届出をしなかつたこと又は当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る保険料を納付する義務を履行しなかつたこと(起因する当該特例対象者が当該事業主に對して有する金銭の給付を目的とする請求權を取得することとした。(第二條第二三項關係)

4 公表
社会保険庁長官は、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金制度に對する國民の信頼の確保を図るため、特例納付保険料について2の(三)の期限までに申出が行われない場合、納期限までに納付されない場合又は勸奨を行うことができない場合に該當時(保険料が納付されたか明らかでない)と認められるときを除く(一)は事業主等の氏名又は名称その他の社会保険庁長官が講ずる措置の結果を、インターネット等により随時公表しなければならないこととした。(第三條關係)

5 厚生年金基金に係る老齢年金給付に関する特例等、未納掛金等の納付等及び公表
厚生年金基金及び企業年金連合会における厚生年金の代行部分についても、1から4までに準じて所要の規定を設けることとした。(第四條第一〇條關係)

6 協力
事業主等は、1の(一)の場合に社会保険庁長官が講ずる措置にできる限り協力しなければならないこととした。(第一四條關係)

7 国会への報告
政府は、おおむね六月に一回、国会に、厚生年金保険法第二八條の規定により記録した事項の訂正が行われた各事案についての年記記録簿第三者委員会が行った調査審議の結果の概要(当該事案が、適用事業所の事業主が保険料を納付する義務を履行したと認められる場合、当該事業主が当該義務を履行しなかつたこと認められる場合又は当該事業主が当該義務を履行した

かどうか明らかでない)と認められる場合のいずれに該當するかに関する事項を含む)、社会保険庁長官が行つた特例対象者に係る確認等の件数、特例納付保険料の納付の状況、國が負担した特例対象者に係る特例納付保険料の額に相當する額の給付その他の法律の施行の状況についての報告を提出しなければならないこととした。(第一五條關係)

8 罰則
強制徴収における調査拒否に関する罰則等所要の罰則に関する規定を設けることとした。(第一六條及び第一七條關係)

9 施行期日等
(一) 法律の失効
この法律は1の(一)の国家行政組織法第八條に規定する機關であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものが廃止される日限り、その効力を失ふこととした。(附則第二條關係)
(二) 旧船員保険法等に関する特例
旧船員保険法その他法令の適用に關し、1の(一)の意見に相當する意見があつたときは、この法律の規定を適用することとした。(附則第三條關係)
(三) 施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令(政令第三七五号)(総務省)
1 指定統計調査のうち住宅及び土地並びに個人企業に關するものについて、その事務の一部を市町村長及び都道府県知事が民間事業者に委託して行うことができるよう、所要の改正を行うこととした。(別表第一及び別表第二關係)
2 この政令は、公布の日から施行することとした。

1 放射能濃度が一定の基準を超える放射性物質を含む核燃料物質等の埋設の方法による最終的な処分(以下「第一種廃棄物埋設」といふ)に係る安全規制の整備
(一) 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(以下「法」といふ)第五一條の第二項第一号の政令で定める放射性物質及び同号の人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める基準は、炭素一四について一〇ベタバクレル毎トン、塩素三六について一〇テラベクレル毎トン等とする(第三一條關係)

(二) 法第五一條の七第一項の政令で定める第一種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設は、廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設等とする(第三四條關係)
(三) 法第五一條の二〇第一項に規定する特定廃棄物埋設施設のうち政令で定めるものは、廃棄物受入れ施設、廃棄物取扱施設、計測制御系統施設及び放射線管理施設等とする(第三五條關係)
(四) その他所要の規定の整備を行うこととした。(第三〇條、第三二條、第三七條及び第六〇條關係)

2 廃棄物埋設の事業を行う者に対する核燃料物質の防護に關する規制の義務付け
(一) 廃棄物埋設事業者が核燃料物質の防護措置を講じなければならない場合は、一定の場合を除き、廃棄物埋設施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とすることとした。(第三六條關係)
(二) その他所要の規定の整備を行うこととした。(第六三條及び第六四條關係)

3 防護措置が必要となる防護対象特定核燃料物質の範囲を拡大することとした。(第二一條關係)
4 第一種廃棄物埋設の事業の許可、閉鎖措置計画の認可等を受けようとする者が支払う手数料の額を定めることとした。(別表第一及び別表第二關係)

二 原子力損害賠償補償契約に關する法律施行令の一部改正關係
所要の規定の整備を行うこととした。(第一一條關係)
三 施行期日
この政令は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二〇年四月一日)から施行することとした。ただし、一部の改正規定は、平成二〇年七月一日から施行することとした。

◇原子力損害賠償に關する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三七九号)(文部科学省)
1 使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより固化化した物に係る廃棄物埋設等について、賠償措置額を定めることとした。(第二條の表第一一號關係)
2 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

◇麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(政令第三八〇号)(厚生労働省)
1 二一(四)エチルスルファニル二・五一ジメトキシフェニル、エタンアミン及びその塩類等を麻薬に指定することとした。(第一一條關係)
2 この政令は、公布の日から起算して三〇日を経過した日から施行することとした。

◇国民年金法施行令及び特別会計に關する法律施行令の一部を改正する政令(政令第三八一号)(厚生労働省)
一 國民年金法施行令の一部改正關係
1 口座振替を希望する旨又は口座振替によらない正当な事由がある旨の申出の受理に関する事務を市町村が行う事務に追加することとした。(第一一條の二關係)
2 学生納付特例事務法人及び保険料納付確認団体の指定等の権限を社会保険庁長官が地方社会保険事務局長に委任する権限に追加することとした。(第二一條關係)

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百八十号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中第七十六号を第七十九号とし、第七十五号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十八 二一（四一）ヨード・二・五・ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第七十四号を第七十六号とし、第二十八号から第七十三号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九 二一（二一）五・ジメトキシ・四・イソプロピル・スルファニルフェニル）エタンアミン及びその塩類

第一条中第二十六号を第二十七号とし、第七号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 二一（四一）エチル・スルファニル・二・五・ジメトキシフェニル）エタンアミン及びその塩類

附則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

国民年金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十九年十二月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百八十一号

国民年金法施行令及び特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第三條第三項、第五條の二第一項、第九條の二第一項及び第九條の三第一項の規定並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百十四條第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）
第一条 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号中「及び第四項」を「第二項及び第五項」に、「及び第五項」を「第二項及び第六項」に改め、その申出の下に「二法附則第五條第二項、平成六年改正法附則第二十三條第二項に規定する申出を除く。」を加える。

第二条第一項中「第十二号の二、第十四号及び第十五号」を「第十五号及び第十七号」に改め、第十六号を第十八号とし、第十五号を削り、第十四号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号の二を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号の次に次の二号を加える。

十一 法第百九條の二第二項から第三項までに規定する権限

十三 法第百九條の三第一項及び第三項から第五項までに規定する権限

第二條第二項中「及び第十六号」を「から第十三号まで及び第十八号」に改める。

第十三條の六の次に次の三條を加える。
（法第百九條の二第二項の政令で定める法人）

第十一條の七 法第百九條の二第一項に規定する政令で定める法人は、次のとおりとする。

一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十号）第二條第一項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構

二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）第三條に規定する学校法人（同法第六十四條第四項の規定により設立された法人を含む）

四 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二條第二項に規定する学校設置会社及び同法第十三條第二項に規定する学校設置非営利法人

五 学校教育法第百二十四條に規定する専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設を設置する法人

（法第百九條の二第二項の政令で定める教育施設）

第十一條の八 法第百九條の二第一項に規定する政令で定める教育施設は、次のとおりとする。

一 学校教育法第五十條に規定する高等学校

二 学校教育法第六十三條に規定する中等教育学校

三 学校教育法第七十二條に規定する特別支援学校（同法第七十六條第二項に規定する高等部に限る。）

四 学校教育法第八十三條に規定する大学（同法第九十七條に規定する大学院を含む）

五 学校教育法第百八條第二項に規定する短期大学

六 学校教育法第百十五條に規定する高等専門学校

七 学校教育法第百二十四條に規定する専修学校

八 前号に規定する専修学校に準ずるものとして厚生労働省令で定める教育施設
（法第百九條の三第一項の政令で定める団体）

第十一條の九 法第百九條の三第一項に規定する政令で定める団体は、次のとおりとする。

一 同種の事業又は業務に従事する被保険者を構成員とする団体を構成員とする団体
二 同種の事業を行う法人を構成員とする団体

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）
第二條 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第七節中第五十七條を第五十七條の二とし、同条の前に次の一條を加える。

（業務勘定から他の勘定への繰入れ）
第五十七條 法第百十四條第九項の規定により年金特別会計の業務勘定から同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定へ繰り入れる金額は、独立行政法人福祉医療機構の中期目標の期間（独立行政法人通則法（平成十九年法律第百三十三号）第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間をいう）中に同機構への交付金（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十五條第五号に掲げる業務及び同法附則第五條の二第三項に規定する業務に係る交付金に限る。）に充てるために法第百十四條第五項及び第六項の規定により同会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定から同会計の業務勘定に繰り入れた金額の合計額、当該期間中に独立行政法人福祉医療機構法第十五條第五号に掲げる業務及び同法附則第五條の二第三項に規定する業務について生じた損益の額その他の同法第十六條第四項の規定による納付金が生じた要因を勘案し、厚生労働大臣が財務大臣に協議して定める金額とする。

附則
この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

財務大臣 額賀福志郎
厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百八十二号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令

内閣は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第七條第五項及び第十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

附則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

政令第三百八十二号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令

内閣は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第七條第五項及び第十六條の規定に基づき、この政令を制定する。

附則
この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

平成 19 年度厚生労働科学研究費補助金
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

違法ドラッグの薬物依存形成メカニズムとその乱用実態把握に関する研究

課題番号：H18-医薬-一般-018

研究報告書

主任研究者：船田正彦
(国立精神・神経センター 精神保健研究所)
2008 年 3 月 31 日発行